

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		身体障害者手帳の交付
根拠条例・規則等名		身体障害者福祉法
条 項		第 1 5 条 第 4 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1305)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市身体障害者程度認定基準
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	経由期間 5 日 (各区福祉事務所長を経由)、認定及び交付 決定期間 2 0 日 (手帳作成期間を含む。)、発送期間 5 日、計 3 0 日
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		